

平成27年度 第2回石狩市都市計画審議会

会議日時：平成27年10月29日（木） 15時00分～

会議場所：石狩市庁舎5階 第2委員会室

出席者：三津橋委員、景井委員、岡本委員、井田委員、阿部委員、花田委員、野田委員、
中村委員、鈴木委員

事務局長：南建設水道部長

事務局：清水建設指導課都市計画担当課長、安彦主査、植木主査

傍聴者：3名

<南部長>

皆様、大変お疲れ様でございます。本日、大変お忙しいところ、石狩市都市計画審議会にご出席いただきまして、大変ありがとうございます。本審議会の事務局長を務めております、市役所建設水道部長の南でございます。どうぞよろしくお願いいたします。本審議会でございますが、本年6月30日の任期満了に伴い審議会役員の改選によりまして、新しい委員がそれぞれ決定しており、改選後、本日初めての審議会になります。委員の構成につきましては、政令に基づきまして学識経験者、市議会議員、北海道の職員、本市の住民で構成されており、石狩市都市計画審議会条例第2条第1項で10人以内で組織するとされてございます。また、任命期間につきましては同条例同条第3項で2年とされており、今期につきましては、本年7月1日から平成29年6月30日となっております。それでは、審議会に先立ちまして、副市長よりご挨拶を申し上げます。

<白井副市長>

ただいまご紹介をいただきました、副市長の白井でございます。田岡市長が他の公務により出席が叶いませんので、代わって本日の開催に当りまして、ひとことご挨拶をさせていただきたいと思っております。

本日はご多忙のところ、ご出席を賜りました。改めてお礼を申し上げたいと存じます。委員の皆様には、日頃から本市の市政全般にわたり、ご理解、ご協力を賜っております。また、今回、当審議会の委員の就任につきましても、快くお引き受けいただきました。この場をお借りしまして、厚くお礼申し上げ、2年間の任期となりますが、よろしくお願い申し上げます。

我が国におきましては、高齢化の急速な進行、超高齢社会を迎える中で、さらには人口減少という時代に突入しております。本市におきましても、まさに同様の状況にあると、このように認識しているところであります。こうした中におきまして、当審議会の真摯な議論を経まして、「多世代交流による潤いのある街」となるよう、花川北地区の都市計画の変更を実施したところであり、今後も本市の発展と市民福祉の向上のため、市民と行政がパートナーシップを形成をして、相互に協力、補完しながら計画的なまちづくりを進めていかなければならないと、この様にも考えております。そうした中で、全国の都市計画の動向に目を向けますと、コンパクトシティ＋ネットワークといった、新しい考え方が掲げられ、これまでの市街地の拡大基調から、コンパクトに街を変え、一定程度の人口密度を維持しながら、持続可能な状況を確保していくということが今後求められていくのではなかろうかと思っております。

平成17年に3市村が合併をいたしまして、現在の本市となったところでありますが、近隣の都

市とは違い、都市計画法の権限の範囲である、都市計画区域内のまちづくりのみならず、過疎化が進行する厚田区、浜益区をも含めたコミュニティとネットワークの維持を図ったまちづくりを進めていかなければならないと考えております。

最後になりますが、このような時代背景や本市の特徴から、都市計画の役割は、ますます重要になってくるものと存じますことから、委員の皆様のご負担も大きくなるかと存じますが、本市のまちづくりに対しまして、引き続き様々な観点からご理解、ご協力、貴重なご意見を賜らんことをお願い申し上げまして、今後2年間のご審議をよろしくどうぞお願い申し上げます。以上、簡単であります但冒頭のご挨拶とさせていただきます。よろしくお願い申し上げます。

<南部長>

委員の皆様方には大変申し訳ございませんが、副市長につきましては、このあと公務がございますので、ここで退席させていただきたいと存じます。

<白井副市長>

どうぞ、よろしくお願いします。

<南部長>

それでは、次第に基づきまして審議会の会長の選出を行ってまいりたいと存じます。これに先立ちまして仮議長をまず選出し、議事を進めていきたいと考えてございます。仮議長の選考の方法につきましてご提案いただきたいと思います。

(事務局一任の声)

ただいま事務局一任との声がございましたので、事務局の方で提案させていただいてよろしいでしょうか。

(発言なし)

それでは、事務局案として提案させていただきます。三津橋委員に仮議長をお願いしたいと思いますが、よろしいでしょうか。

(異議なしの声)

それでは三津橋委員、よろしくお願いいたします。

<三津橋委員>

ただいま仮議長のご指名をいただきました、三津橋でございます。皆様のご協力のもとで、執り進めてまいりたいと思いますので、よろしくお願いします。それでは、審議会次第4番目の会長の選出を行います。会長の選出につきましては、石狩市都市計画審議会条例第4条第1項で、学識経験のあるものに付き任命された委員の中から、委員の選挙によってこれを定めるとされて

おります。立候補、あるいは推薦という手法があろうと思いますが、いかがでしょうか。どなたか、立候補、あるいは推薦などございませんか。

<景井委員>

岡本委員を推薦したいと思います。

<三津橋委員>

他にはございませんか。

(発言なし)

それでは、会長に岡本委員と言うことですが、岡本委員いかがなものでしょうか。

<岡本委員>

はい。

<三津橋委員>

ご了承いただきましたので、皆さん、ご異議はございませんね。

(異議なしの声)

ご異議がないということですので、会長には岡本浩一委員が選出されました。これより先は、会長が議事進行を進めることとなっております。それでは、岡本会長よろしく願いいたします。

<岡本会長>

ただいまご紹介にあずかりました、選出いただきありがとうございます。北海学園大学で教授をしております岡本と申します。よろしくお願いします。都市計画審議会は、市民の皆さんの暮らしを支える都市のあり方を進めていく上で、ちゃんとポイントを押えているかとかいうことを審議する重要な会議だと思っておりますので、各方面の専門の皆さんから市民の皆さんまで所属されて、様々な意見、専門的な意見から生活の実感を伴った意見までいただけることを通じて、市民の皆さんのためになる都市計画になっていくことを一生懸命ご議論していただければと思いますので、よろしくお願いいたします。

それでは、審議会を開催して、続けていきたいと思います。まず最初に、会長代理を指名したいと思います。石狩市都市計画審議会条例第4条第3項に、会長に事故があるときは、会長があらかじめ指名する委員が、職務を代理することとなっておりますので、会長代理に三津橋委員をご指名したいと思います。三津橋委員いかがでしょうか。

<三津橋委員>

はい。

<岡本会長>

よろしくお願いいたします。それでは、委員改選により、新たに委員になられた方もいらっしゃいますので、皆さんに自己紹介をいただきたいと思います。三津橋委員より順次お願いいたします。

<三津橋委員>

石狩商工会議所の三津橋でございます。よろしくお願いいたします。

<景井委員>

石狩市農協の景井と申します。どうぞよろしくお願いいたします。

<井田委員>

北海道科学大学の井田と申します。よろしくお願いいたします。

<鈴木委員>

鈴木と申します。市民として参加させていただいております。よろしくお願いいたします。

<中村委員>

公募致しました中村です。よろしくお願いいたします。

<野田委員>

札幌建設管理部当別出張所の所長の野田でございます。よろしくお願いいたします。

<花田委員>

石狩市議会議員の花田と申します。よろしくお願いいたします。

<阿部委員>

同じく石狩市議会議員の阿部裕美子と申します。よろしくお願いいたします。

<岡本会長>

はい、ありがとうございます。それでは、事務局の皆さんも自己紹介をお願いします。

<南部長>

改めまして、本審議会の事務局長を勤めさせていただきます、建設水道部長の南でございます。どうぞよろしくお願いいたします。

<清水課長>

建設指導課都市計画担当課長の清水でございます。どうぞよろしくお願いいたします。

<安彦主査>

建設指導課都市計画担当主査の安彦でございます。よろしくお願いいたします。

<植木主査>

建設指導課都市計画担当主査の植木と申します。よろしくお願いいたします。

<岡本会長>

はい、ありがとうございます。それでは、審議に入りたいと思います。まず本日の議題について、事務局から説明の方をお願いします。

<南部長>

本日は、今後、北海道におきまして変更を予定しております札幌圏都市計画臨港地区に関する案件につきまして事前説明をさせていただきたいと思います。それでは、会長、よろしくお願いいたします。

<岡本会長>

ただ今、事務局長より説明のありました札幌圏都市計画臨港地区の変更について説明を受けたいと思いますが、よろしいでしょうか。それでは、事務局から説明を受けたいと思います。

<安彦主査>

それでは私の方から、スライドを使ってご説明いたします。この図面は、札幌圏都市計画区域の図面ですが、石狩市は市単独による都市計画ではなく、札幌圏都市計画区域内に属しております。石狩市は、この中で圏域の北の方に位置しておりまして、この図面からも石狩湾新港地域の工業系の用途地域の面積が広いということがお分かりいただけると思います。

次に、札幌圏都市計画区域の変遷についてですが、札幌圏を構成する市は、札幌市、江別市、北広島市、石狩市、小樽市の一部です。ここで小樽市の一部とは、石狩湾新港地域のうち、小樽市域のエリアの部分指します。最初の決定は、昭和41年ですが、このときは旧都市計画法により札幌都市計画区域として指定されております。その後、昭和43年に現行の都市計画法が制定され、昭和44年に札幌圏都市計画区域に名称が変更され、昭和50年には、都市計画区域自体の変更はありませんでしたが、石狩湾新港の建設に伴い、行政区域を変更し、当時の石狩町の一部が小樽市に編入され、現在にいたっております。具体的な面積は表のとおりで、石狩市域については、都市計画区域の面積は9,448ヘクタール、そのうち市街化区域が2,794ヘクタール、市街化調整区域が6,654ヘクタールとなっております。次に臨港地区について説明します。臨港地区とは、港湾を管理運営するために定める地区で、都市計画法第9条に規定されています。都市計画法第9条は、地域地区についての規定で第1号から第22号まであり、本市では用途地域、特別用途地区、高度地区、準防火地区、臨港地区の5種類を指定しており、都市計画では、臨港地区のエリアについて指定することとなっております。なお、後ほど説明いたしますが、臨港地区内の具体の建築物のルールにつきましては、都市計画ではなく、港湾管理者が分区を指定し、港湾管理者の条例により、土地利用を誘導することとなります。

ここで、都市計画における土地利用に関する規制について簡単にご説明いたします。本市の総

面積は721.8平方キロメートル、距離は東西に29キロメートル、南北に67キロメートルと広大な行政区域になっています。まず、旧石狩市、旧厚田、浜益村を含めた行政区域がございます。次に、行政区域の内、厚田、浜益及び、高岡地区などを除く旧石狩市域を都市計画区域に指定しております。その中に、農林業などを保全し、都市化を抑制する市街化調整区域と、都市としての機能を高め整備する市街化区域とに、区分しております。このことを区域区分といいます。次に、市街化区域の中に、その地域に建てられる建物の種類や大きさを定めます。このルールのことを用途地域と言いまして、全部で12種類の用途地域がございます。さらに用途地域よりも小さい地区を単位として、建築できる建物の種類や大きさなどを、きめ細かく定めた、地区計画を、場所によりかけております。臨港地区も地区計画と同じように用途地域に重ねて指定するものですが、港湾を管理するための区域として指定いたします。

ここからは、札幌圏都市計画臨港地区について説明いたします。港湾名は石狩湾新港です。石狩湾新港は港湾法第2条に規定されます重要港湾に指定されております。対象となる市町村は、地先水面を有する石狩市と小樽市となります。石狩湾新港の港湾管理者は、北海道と石狩市、小樽市で構成します石狩湾新港管理組合であり、その長である管理者は北海道知事であります。臨港地区は、昭和60年に指定され、現在にいたっております。この臨港地区については、北海道が決定する都市計画となっております。現在の指定面積は、全体で約257ヘクタール、そのうち石狩市域は約180ヘクタール、小樽市域は約77ヘクタールとなっております。この図は、今回変更を予定しております概要図で、決定者である北海道から本市に示されたものであります。①東第一地区は、既に埋立てを竣工済みで、これまで地区外となっていた区域、5.7ヘクタールを、新たに編入するものであります。②の東第二地区は、臨港地区のうち、市街化調整区域の3.6ヘクタール分について臨港地区から除外するものであります。③の中央地区は、既に埋立て竣工済みで、これまで地区外となっていた区域、51.6ヘクタールを新たに編入するものであります。④の西地区は、既に埋立て竣工済みで、これまで地区外となっていた区域、56.4ヘクタールを新たに編入するものであります。⑤の中央水路第一地区は、掘り込み水路である中央水路の形の変更にあわせ、水路から陸域に変更された区域のうち、市街化区域、21.6ヘクタールを新たに編入するものであります。⑥の中央水路第二地区は、既にふ頭用地として供用され、これまで地区外となっていた区域、1.1ヘクタールを新たに編入するものであります。⑦の中央水路第三地区は、⑤とは逆に、陸域から水路に変更された区域、2.1ヘクタールを臨港地区から除外するものであります。これらをまとめると表のようになります。全体で約257ヘクタールから約134ヘクタール増の約391ヘクタールとなり、その内石狩地域で約180ヘクタールから約80ヘクタール増の約260ヘクタール、小樽地域で約77ヘクタールから約54ヘクタール増の約131ヘクタールとなります。変更理由についてですが、「石狩湾新港では昭和60年に臨港地区を定め、港湾の適正な管理運営を図っていたところであるが、見直しが行われることなく現在に至っているため、臨港地区の指定状況と港湾としての土地利用状況に一部乖離が見られることから、平成27年7月に改定された石狩湾新港港湾計画を踏まえて臨港地区の全面見直しを行うものである」とされております。変更理由の中に出てきた、港湾計画についてであります。港湾法第2条により、重要港湾の港湾管理者は港湾計画を定めなければならないものとされ、港湾計画は、10年から15年先を見据えて定めるものとされております。石狩湾新港港湾計画は、昭和48年に策定されてから、昭和63年と平成9年の改訂を経て、最新の計画は本年7月に改訂されました。

次に、都市計画の変更スケジュールについて説明いたします。まず、臨港地区につきましては、

港湾管理者である石狩湾新港管理組合が港湾管理者としての案を作成し、本市を含む関係機関との協議を経て、北海道に対してその案を申し出、北海道ではその後に、素案の作成、原案の作成へと進み、北海道都市計画審議会の予備審査を経て関係機関に意見を聞くこととなります。その間に北海道では、2週間の案の縦覧を行い、さらに関係機関からの回答を得てから、北海道都市計画審議会の本審査を経て都市計画を変更します。この流れが都市計画法で定められた流れであります。右側の本市の都市計画審議会の流れについてであります。本市から北海道に意見を提出するにあたり、あらかじめ当審議会の意見を踏まえて、市の意見をまとめようとするものであります。

ここからは、都市計画の手続きとは別の手続きになりますが、参考といたしまして、先ほど臨港地区の説明の際に出てきました、港湾管理者におきます分区指定について説明いたします。分区とは、港湾法第39条で、臨港地区内の土地利用について、港湾管理者が指定できるとされており、商港区、工業港区、漁港区、保安工区など全部で9種類あります。港湾法第40条の規定により、分区を指定することにより、港湾管理者が条例で建築物等のルールを定めることができますようになります。石狩湾新港の場合、分区条例を制定するのは、港湾管理者である石狩湾新港管理組合です。石狩湾新港管理組合の案では、スライドで示している港区を指定し、条例の制定は来年8月頃を予定しています。商港区では旅客又は一般の貨物を取り扱わせることを目的とする区域ですが、石狩湾新港にはフェリー航路がありませんので、コンテナなどの貨物を取り扱うこととなります。工業港区は、工場その他工業用施設を設置させることを目的とする区域です。漁工区は、水産物を取り扱わせ、又は漁船の出漁の準備を行わせることを目的とする区域です。保安港区は、爆発物その他の危険物を取り扱わせることを目的とする区域です。最後に無分区とは、分区を定めない区域です。港湾管理者の案では、東地区では、主にスクラップなどのリサイクル物資を取扱う区域を工業港区に、水産物の取扱いや漁船の出漁などの活動を行っている区域を漁港区に、中央地区では全域をエネルギー供給基地として、石油類やLNGなどの危険物の取扱いが主体となる保安港区に、西地区では、大規模なベルトコンベアが稼働しているチップヤードがあり、現在LNG火力発電所が建設中であることから工業港区に、中央水路地区では、主にコンテナ貨物を取扱う花畔ふ頭及び、食糧や一般貨物を取扱う樽川ふ頭は商港区にそれぞれ指定するものであります。なお、未整備の区域と花畔ふ頭背後や流通通沿線の区域は当面の間は分区の指定をせず、無分区とすることとしています。事務局からの説明は、以上です。

<岡本会長>

はい、ありがとうございます。石狩市の港湾に関する説明をいただきましたけれども、質疑に入っていきたいと思います。かなり専門的な用語がありましたので、分からない点とか素朴な疑問とか様々あるかと思いますが、ちょうだいできればと思いますが、何かありますか。

<中村委員>

分区条例ですが、漁港区だとか、商工区というのは占める割合で決められているのですか。

<清水課長>

割合で決めるというよりは、実際に港湾計画で指定されているエリア、それが漁港のゾーンとして決められている所をほぼそのまま指定しているということで、何かの割合で決めているとい

うことではなくて、それぞれ必要な部分だけを指定しているという形になっております。

<阿部委員>

臨港地区から除外する水色でくくられた部分ですけれども、どういう意味合いなのか教えていただきたいと思います。除外する区域は2ヶ所あったと思うんですけれども、その2ヶ所の除外の意味とは、どういう理由で除外するのでしょうか。

<清水課長>

先程の説明で除外する2ヶ所というのは、ここの東ふ頭の部分、それと中央掘り込みの三角になっている2つ、ここが除外になります。最初の東ふ頭の下の方ですけれども、これは現在、市街化調整区域になっている区域も臨港地区のエリアになっておりました。昭和60年当時は、ここについてもある程度土地利用をするのではないかとという想定をしていたのですが、これまで港湾計画等を見直す中で、この調整区域については、今後も港湾的な利用をされないということがほぼ明らかになりましたことから、今回、昭和60年にして以降、初めて除外するというのが、まずこの東ふ頭の所でございます。もうひとつ、こちらの部分については、現在の昭和60年の時の港湾計画の岸壁のライン、水面との岸壁のラインがこの黒いこのラインだったのが、今回、港湾計画が改定になりまして、今度はここの形になるということで、今まではこの部分は陸域だったのですが、水面になるということで、土地利用されない、建物が建たない土地になるということで臨港地区を外すということでございます。以上でございます。

<岡本会長>

他いかがでしょうか。それでは私の方から2、3お伺いしたいのですが、理解を深めるために、お分かりの範囲でお話いただきたいのですけれども。重要港湾というのはそもそも何なのかと、説明いただいた方が理解の助けになるかなと思っています。お分かりになりますか。

<南部長>

私の方からお答えします。港湾法で定められております、港格といいますか、港の格付けを港湾の場合にしてございまして、北海道ですと苫小牧港と室蘭港が国際拠点港となつてございまして、この2港と石狩湾新港を含めて10港が重要港湾となつてございまして、稚内、留萌、小樽、函館、十勝、釧路、根室がございます。その他、地方港湾といいまして、例えば瀬棚ですとか、利尻、礼文ですとか。港湾の3つの格付けになってございまして、石狩湾新港の場合は重要港湾という位置付けになってございます。

<岡本会長>

ありがとうございます。あと、変更理由の所で見直しが行われることなく現在にいたっている、というところの背景がちょっと知りたいなと思うのですが、お願いします。

<清水課長>

石狩湾新港は昭和48年から建設をしているのですけれども、やはり道内では新しい港ということもございまして、常に地形が変化しております。特に東ふ頭をはじめ、その後に中央ふ頭、つ

い最近では西ふ頭、小樽地域ですけれども、そういった部分では非常に変化していったということで、昭和60年当時想定した、当時の港湾計画に沿った形のもが年々合わなくなっている状況がございましたけれども、ある程度土地利用が動いている、未確定の状況の中でラインをいじっていくと、またそれに変化、変更しなてはいけないという、そのような判断もあったということで、ある程度土地利用が固まる時期がちょうどこのタイミングに来ていたと。港湾計画についてもこれまで今回で3回の改定になりますけども、その中で特に水路、ちょっと長靴の形をした掘り込み水路の部分の形もほぼ確定した部分もございますので、そういった部分で今回全体的に見直しましょうというタイミングになったというところがございます。

<岡本会長>

はい、ありがとうございます。他いかがでしょうか。本日は事前説明ということなので、素朴な疑問等を率直にお伺いしていただければと思いますが。素朴な疑問なんですが、掘り込みのところに港湾計画とはちょっと違うのでしょうか、掘り込みの中に準工業地域が用途地域で指定されているのですが、これは今後見直しの対象とかになっていくのでしょうか。ちょっと話がずれますけれど。

<清水課長>

今、会長の方からお話が合った分については、この辺りに紫色がついておりまして、これはまさに市街化区域で、かつ準工業地域の色が付いているという状況です。この部分につきましては、ちょうど港湾計画を作った時にある程度臨港地区を定めた上で、ほぼ同時位に市街化区域を定めていたところがございますけども、ある程度水面の形が、この辺ですが、非常に未確定の部分、特に奥側が未確定の部分があって、こういったものがある程度整理された段階において、ここを整理しましょうというふうになっておりまして、今後につきましては、やはり水面で土地利用ができない、建物が建てられないということで、今後は市街化区域から除外して、市街化調整区域にしていくような流れになろうかというふうに考えております。こちらのカシワ林の所が、保安林指定されているのですが、こういった所が市街化調整区域になっているように、この水面もこの長靴の形のように白く、将来的には市街化区域から除外するという形になろうかと思います。

<野田委員>

今のお話の中で、この図面なんですけども、まだ掘り込まれていない箇所があると思うんですけど、この地区の計画を定めている中で、今現在、事業として動いているところはあるのでしょうか。

<清水課長>

現在、竣工している部分は、この東ふ頭、中央ふ頭、西ふ頭がこの辺の商工区の指定の部分のうち、一部こちらの方はまだ手付かずですけど、こちらの道路がある所についてはふ頭用地として既に造成済みでございます。

<野田委員>

掘り込みについてはどうですか。

<清水課長>

掘り込みについては、まだこの辺り、ここまで掘り込んでおります。手元にカラーの要覧がございます。

<南部長>

表紙に、この写真があるかと思います。こちらが掘り込みの状況でございまして、水面になっている部分、ここまでが現在、水面になっている状況でございまして、計画上はその先も、掘り込む計画にはなっておりますけど、現状はここまで掘り込みが進んでいるという状況です。

<岡本課長>

よろしいですか。他にご意見ございませんでしょうか。

<井田委員>

最後のスライドのところで、無分区とされている部分は、今のご説明にありましたように、今の段階で水路はまだ到達していないので、利用を決めないという理解でよろしいのでしょうか。

<清水課長>

その水路の形については、港湾計画で今回ある程度定めておりますので、その部分は無分区の理由ではなく、こちらのグレーになっている掘り込みのこちらの奥側については港湾用地として将来利用する予定になってございますが、まだレイアウト等、使い道等がまだ固まっていないということで、具体的な規制メニューを決められないという状況でございます。それと先程説明にありましたように、その他にこの花畔ふ頭の背後とか、流通通の部分については、別都市サイドの土地利用がなされていますけれども、これについても今後は港湾サイドと道とも協議しながら、どういった形が良いかとということ、今後検討されていくと聞いております。

<中村委員>

変更スケジジュールには出てないですけど、小樽市はこれに関連しなくてもいいのですか。

<南部長>

小樽市でも、実は私どもと同じようなスケジュールで、小樽市の都市計画審議会にこれを諮っています。ほぼ同じタイミングで。最終的には北海道から意見照会が私ども石狩市と、小樽市に行きますので、小樽市につきましても同じようなスケジュールで進んでいることになります。

<岡本会長>

はい、ありがとうございます。おおよそ出たかと思いますが、他にありませんか。

(発言なし)

それでは落ち着いたということで、事務局さんより他にありますでしょうか。

<南部長>

私の方から説明させていただきたい事項がございます。本市では「石狩市行政活動への市民参加への推進に関する条例」という条例を定めてございまして、その中に「審議会等ガイドライン」がございまして、これを受けまして、本審議会におけます議事につきましても、「議事録の作成方法」、「確認・確定方法」、「傍聴者からの感想・意見の提出方法」の3点の取扱いにつきまして、取決めをしております。従前の審議会におきましては、1点目の「議事録の作成」につきましては録音による全文筆記といたしまして、2点目の「確認・確定方法」につきましては、「会長と、会長が指名した委員」によりおこなっております。また3点目の「傍聴者からの感想・意見の提出方法」につきましては、出された意見等を、次の審議会の冒頭でご報告するというようにしております。今期の審議会におきましても、従前の方法で行いたいというふうに考えておりますけれども、いかがでしょうか。

(発言なし)

<岡本会長>

それでは、今ご説明にあったように進めていきたいと思っております。今回の議事録の「確認・確定」の部分ですね。そこについては、会長の私と三津橋委員で行いたいと思っておりますので、皆さんよろしいでしょうか。よろしくお願いします。

<清水課長>

正面のスライドの右側になりますけれども、本日の分が右側の中心にあります事前説明ということで解説させていただきました。次回はその下にあります諮問という形になります。これは北海道の方から意見聴取が、石狩市に対して間もなく参りまして、そして市が1月下旬に意見の提出とありますけど、1月下旬に市の意見の提出をするにあたって、まず本審議会のご意見を反映したいということがございますので、今のところ1月の中旬から下旬までの間に、皆様のご都合をお聞きした上で開催日を決定して参りたいなというふうに想定しておりますので、どうぞよろしくお願いいたします。以上でございます。

<岡本会長>

それでは、長時間にわたりご審議いただき、ありがとうございました。以上をもちまして、本日の審議会を終了させていただきます。

平成27年11月18日 議事録確認

会 長 岡 本 浩 一

委 員 三津橋 昌 博